

令和8年5月8日

公私幼保合同研修における「受講証」発行事務の変更について

大阪市保育・幼児教育センター実施事業「公私幼保合同研修」において研修に参加された受講者へ発行しております「受講証」につきまして、発行に係る手続きの変更についてお知らせします。

本「受講証」は、受講者各自が研修を受講されたことを示すとともに、処遇改善等加算区分3（認定こども園・幼稚園）の研修修了要件に該当する研修の受講履歴を示すものとなるもので、従来は、研修当日に「受講証」を希望される方からのご依頼により発行しておりました。

今般、発行事務を計画的かつ円滑に行うため、研修をお申込みの際に受講証の発行を希望される方を事前に確認させていただくこととしますので、令和8年度からは、次の方法で研修申込時にご依頼いただくようお願いします。

なお受講証申込欄に記載がない場合は、受講証は発行できませんので、ご注意ください。

【手順】

「公私幼保合同研修 申込書」に記載事項2点を入力してください。

- ① 『申込欄』の『受講証が必要な場合は「希望する」を選択してください。』の欄の「希望する」を選択
- ② 「参加者名」氏名を入力
(申込の時点では、受講証が必要な場合のみ入力してください。)

※「保育士等キャリアアップ研修」の修了要件には、この「受講証」は該当しませんのでご注意ください。

【受講証 例】

